国民年金からのお知らせ

年金保険料の納め忘れはありませんか

年金保険料は、社会保険庁から送付された「納付書」で、金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。納付期限から2年間を経過すると保険料を納めることができません。保険料の納め忘れで、将来受給する基礎年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりすることのないように、口座振替をお勧めします。

口座振替の申込手続き

口座振替の申込みは、社会保険庁から送付される「国民年金保険料案内書」に同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書」により、金融機関等で手続きしてください。

また、「国民年金保険料口座振替納付申出書」は、金融機関や市役所市民課市民係、各総合支所市民生活課にも備え付けています。

学生や30歳未満の方の保険料納付猶予制度

■学生納付特例制度

前年所得が基準額以下の学生が、学生納付特例申請をして承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。

▽**対象者**　学生納付特例制度の対象校の指定を受けている学校に在籍する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の方

▽**承認期間**　4月（今年20歳になる方は誕生日の前日の属する月）から翌年3月までの学生である期間

▽**申請に必要なもの**
・年金手帳
・印鑑
・在学証明書または学生証（両面）の写し（どちらも平成20年度在学が分かるもの）

■若年者納付猶予

30歳未満の方で保険料の納付が困難な方は、若年者納付猶予の申請をし、承認されると保険料の納付が猶予される制度です。

▽**対象者**　30歳未満の方で本人および配偶者の所得が基準額以下の方

▽**承認期間**　4月から6月までの期間（若年者納付猶予は7月～翌年6月までが承認期間となるため、現在若年者納付猶予が承認されるのは4月から6月までとなります。7月以降も引き続き若年者納付猶予の申請をする方は7月に再度手続きが必要になります）

▽**申請に必要なもの**
・年金手帳
・印鑑
・平成19年度の所得証明書（平成18年1月1日に豊岡市に住民票がない方のみ）

※学生納付特例・若年者納付猶予承認期間中は老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間として算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されませんので、「追納」をお願いします。追納期間は納付期限後10年以内です。経過した期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めに追納してください。

平成20年度の年金保険料が変わりました

■第1号被保険者の保険料

・定額保険料（月額）14,410円
・付加保険料（月額）400円

■前納・口座振替の保険料

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金・クレジット支払（月払い）	14,410円	86,460円	172,920円
現金・クレジット支払（前納）【割引額】	—	85,760円【700円】	169,850円【3,070円】
口座振替【割引額】	14,360円【50円】	85,480円【980円】	受付終了

■一部免除期間の1カ月の保険料

免除区分	1カ月の保険料
4分の3免除	3,600円
半額免除	7,210円
4分の1免除	10,810円

豊岡社会保険事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●5月3日（土・祝）・10日（土）・11日（日）は
午前9時30分～午後4時

●4月～6月中の月曜日～金曜日は
午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ
・ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
・IP電話・PHS
☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス
社会保険庁ホームページアドレス http://www.sia.go.jp/

《問合せ》
▽豊岡社会保険事務所
☎22－3196
▽市民課市民係
☎21－9015または各総合支所市民生活課

上下水道料金が「コンビニ」や「ゆうちょ銀行・郵便局」でも納付できるようになりました

使用者の皆さんから要望の多かった「上下水道料金のコンビニ（コンビニエンスストア）での収納取扱サービス」を、3月分の納入通知書（4月17日発行）から開始しました。

これまでの金融機関などに加えて、全国の提携コンビニで、休日や夜間の支払いも可能となり、大変便利になりました。また、近畿2府4県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付が可能になりました。

《問合せ》企業総務課料金係☎22－5377・5378

▲納入通知書（表面・裏面）

▲納入通知書（中面）

●どのようにして納付するの？

コンビニのレジに、左記の納入通知書（裏面にコンビニの店舗表示があるもの）を提示し現金で納付してください。

※30万円以上の場合、コンビニでは納付できません。

●手数料はかかるの？

手数料は市が負担しますので、使用者の皆さんの負担はありません。

●これまでの納入通知書では納付できないの？

金融機関や市役所窓口では納付できます。

なお、コンビニ、ゆうちょ銀行・郵便局では、納付できませんので、納付を希望の方は、企業総務課料金係まで連絡ください。取扱い可能な納入通知書を送ります。

●取扱店舗や地域は？

・コンビニ…左記の全国店舗

・ゆうちょ銀行・郵便局…近畿2府4県内のみ

「災害に強い森づくり」を進めています
――県民緑税の活用――

県と市では、平成16年の台風23号の被害等を踏まえ、市内各所で森林の防災機能を高める「災害に強い森づくり」を進めています。この事業は、県民の皆さんに納めていただく県民緑税を活用しています。

●緊急防災林整備

急傾斜地などの45年生以下のスギ・ヒノキ人工林において、現場の間伐木を利用して表面の土砂の流出を防ぐ土留工の設置などを実施

●針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

おおむね46年生以上のスギ・ヒノキ人工林を部分的に伐採し、広葉樹などを植栽することで樹種や林齢が異なり、水や土の保全力が高い森林を整備

▲里山防災林整備事業（長谷区）

●里山防災林整備

集落の裏山を対象にした森林整備に併せ、表面の土砂の流出を防ぐ防止柵や巡視にも活用できる歩道を整備

●野生動物育成林整備

民家などに隣接した森林の裾野を帯状に抜き伐りし、人と野生動物とのすみ分けゾーンを設けるとともに、奥地に広葉樹林を整備

▽県民緑税額

・個人…年額800円（現行の個人県民税均等割の標準税率・年額1,000円に上乗せ）

・法人…資本金などの額に応じ、年額2,000円～80,000円

※市県民税と併せて納めていただきます。

《問合せ》農林水産課林務・水産係☎23－1127または兵庫県農林水産部豊かな森づくり課☎078－362－4193